

水戸藩小石川屋敷について*

On Mito Clan's Koishikawa Yashiki

藤尾直史**

By Tadashi FUJIO

1980年代以降江戸大名藩邸の調査研究ということがとりわけ大きな広がりを見せてきた。考古学と文献史学の協働体制の確立ということがその背景にあったことはよく知られているとおりである。水戸藩小石川屋敷についても例外ではない。もっとも同屋敷についてはいまだよくわからない点が少なくない。この点は発掘調査地点が限られているばかりでなく、同屋敷が描かれた絵図史料が限られていることへもよるものであろう。水戸藩小石川屋敷の絵図史料は点数的に限られているばかりでなく内容的にも庭園・御殿・外構・上水などへそれぞれ限られたものとなっている。もっとも個々には限られていても同一の屋敷が描かれていることから相互に接点が見出されるようなものも含まれている。このようなことからここでは同屋敷が描かれた複数の絵図史料とともに同屋敷の性格ということについて論じてみたい。

00. 序¹

1980年代以降江戸大名藩邸の調査研究ということがとりわけ大きな広がりを見せてきた。考古学と文献史学の協働体制の確立ということがその背景にあったことはよく知られているとおりである。

水戸藩小石川屋敷についても例外ではない。もっとも同屋敷についてはいまだよくわからない点が少なくない。この点は発掘調査地点が限られているばかりでなく、同屋敷が描かれた絵図史料が限られていることへもよるものであろう。

水戸藩小石川屋敷の絵図史料は点数的に限られているばかりでなく内容的にも庭園・御殿・外構・上水などへそれぞれ限られたものとなっている。もっとも個々には限られていても同一の屋敷が描かれていることから相互に接点が見出されるようなものも含まれている。このようなことからここでは同屋敷が描かれた複数の絵図史料とともに同屋敷の性格ということについて論じてみたい。

01. 上水

【史料 0101】⁴

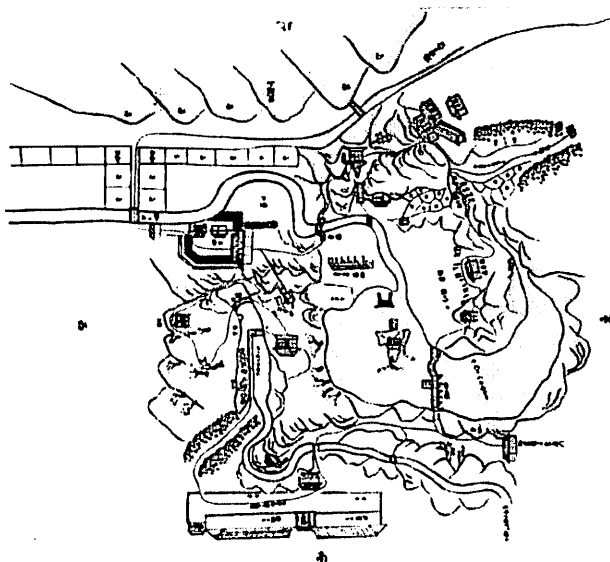
神田上水白堀通損所之箇所々取調書
関口村
駒塚橋上之方北側
一道之類板柵長三間押出板無之柱者有之損所老ケ所
堀之上南側
一道之類土手上板柵長四間押出板柵朽腐損有之老ケ所
同所続
一右同断長五間押出前同断老ケ所

堀之上北之側
一八巻石長式間式尺高五尺崩落損所老ケ所 但高三ツ並
川添屋敷町屋前
一鼠ヶ谷土手石垣道之類長五間押出損し有之老ケ所
切支丹組屋敷前
一橋左右地被覆損シ形テ無之候
金剛寺坂下
一渡橋大破ニ相成居申候
同所
一渡り下水所々取繕有之候得共大破相成居り悪水相漏申候
金杉橋脇
一渡り下水溜樹共大破ニ相成居り前同断
水戸殿屋敷内
一掛樋下之方より大下水内江洩水有之候
玉川之方
玉川上水築地式之橋際
一川中潜樋之立樋洩水有之前後埋樹共朽腐
【史料 0102】⁵
會計官判事御中 東京府判事
神田上水関口村駒塚橋より下水モ白堀通其外玉川上水築地二之橋
際潜立樋等損之箇所々別紙之通取調申候間早々御修復相成候様管轄
江御達有之度候也
巳四月
【史料 0103】
東京府判府事御中 會計官判官事
先般御申越有之候神田上水白堀通洩水之場所水藩邸中掛樋御普請所
為見分營繕司判事役々見廻候處、白堀通江掛樋下水吐樋樹御普請之
積、半天神下水吐者致御普請候とも、町方下水是迄之通ニ而者水
吐不宜、夫かために下水吐樋樹腐朽も早く、御普請所御保方ニ差響
候間、町方下水堀下之儀同所下水筋市中江御申渡有之様致し度存候、
白堀通小堀水之分者其低下水江吐候而茂為差事ニ茂無之、水戸邸中
長局辺小堀式ツ伏込有之聊之吐去ニ而、庭中石橋前流江石を横ひ堀
同様ニ而脇江引水泉水江落込、猶老間程之水口有之水車江掛り其他
泉水ニ引水、同所続非常門内下水吐上水江掛樋有之右下より多分
之洩水有之、同所ニ水吐去口老ケ所有之、右廢水いつれも表門脇より
神田川筋御堀江流出、不容易廢水ニつき、同家来御府江御呼出、右
箇所ニて早々水留切候様、厳重御申渡有之度、此段及御掛合候也
四月

*Keyword: 水戸藩、小石川屋敷、上水

**正会員 東京大学

(〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1)



【史料 0104】

弊藩小石川邸中神田上水引ケ水留切候段、絵図面を以申出候様御達御座候ニ付、此度留切候箇所別紙絵図面江相認指出申候、尤右図面江認候通、樋口之内付札之分老ケ所三寸四方之樋、何卒相済候様仕度奉存候、依而此段申上候以上

六月

徳川少将内
鹿嶋又四郎

【史料 0105】

弊藩小石川邸中上水洩水留方之儀、追々御達之趣度御座候ニ付、此頃中普請ニ取掛、別紙絵図面之通箇所々留切、洩水無之様取斗、猶此上御達之通取締めた精々申付候事々御座候、依而絵図面相添此段申上候以上

六月二日

徳川少将内
荒島又四郎

【史料 0106】

弊藩小石川邸中神田上水引ケ水留切候段、絵図面を以申出候様御達御座候ニ付、此度留切候箇所別紙絵図面江相認指出申候、尤右図面江認候通、樋口之内水車口老ケ所三寸四方之樋、何卒相済候様仕度奉存候、依而此段申上候以上

六月

徳川少将内
鹿嶋又四郎

2点の庭園絵図はいずれも元禄期以前の庭園（後楽園）が描かれたとされているものである。前者については庭園西側の入口付近に「川ハ、三間」とあり、その先へ「大泉水」が描かれている⁷。「大泉水」の北側へは「車橋」「八橋十間」が描かれているが両者が直接結ばれるような流路は描かれていない。それに対して後者については「大泉水」の北側へ「唐石橋」「八橋」とあり、両者が直接結ばれるような独立の流路らしきものが描かれている。水戸藩小石川屋敷が遊水地の役割を果たしていたとすればこのような違いは機能的に重要なものとなってくる⁸。なお近代の絵図へも「大泉水」とは別にその北側へ独立の流路が描かれている。

上水が描かれた絵図の存在については知られている。ところがその背景についてはほとんど知られていない。ここではそれらがどのようなものであったか見てみたい。

明治初年に神田玉川上水の破損箇所調査ということが行われた。史料 0101 はその結果についてまとめたものである。水戸殿屋敷内については掛樋下方より大下水内へ洩水があったということが言われている。

史料 0102 は明治 2 年 4 月付で会計官へ東京府から出されたものである。破損箇所調査が東京府によって行われた。そ

れらの修復が早々に行われるよう（おそらく営繕司へ）達してほしいということが言われている。

史料 0103 は明治 2 年 4 月付で東京府へ会計官から出されたものである。神田上水白堀通の「洩水之場所」、同水藩邸中の「掛樋御普請所」の見分のための見廻ということが営繕司によって行われた。その結果について言われている。

前者についてはとくに白堀通へ掛渡された水吐樋の工事について牛天神下の下水吐の工事が行われても町方の下水が従来どおりでは水吐が悪く下水吐樋の腐朽も早く工事箇所の「保方」へも関わる。そのため町方の下水を掘下げるようその付近の下水筋の市中へ申渡を要するということが言われている。後者については、長局のあたりへ伏込まれた 2 つの小樋の吐去が少ない、庭園内部の石橋前の流れへ石で脇へ「引水」が行われ泉水へ落込んでいる、さらに 1 間程の水口があり、水車へ掛け、ほかの泉水へも「引水」が行われ、その続きの非常門内の下水吐が上水へ掛渡された下からも多くの「洩水」がある、そこに水の吐去口が 1 箇所ある、というようなことが言われている。

詳細はともかく白堀通の「小漏水」についてはそのまま下水へ吐かれてもさしたることはないと言われているのに対して水戸邸中の「廃水」についてはいずれも表門脇から神田川筋御堀へ流出していたが不容易であるとされ水戸藩家来が東京府へ呼出され水の「留切」が早々に行われるよう厳重な申渡が要されるというような掛合が行われることとなっている。

上水絵図は明治 2 年 6 月付の文書とともに出されたものである。同時期に描かれた絵図であれば明治へ入ってから描かれたものということになる。史料 0104 は上水絵図とともに出されたものである。藩邸内部の水留ということについて言われている。水戸藩小石川邸中の神田上水「引ケ水」の「留切」について絵図面で申出るよう達されていた。そこで「此度留切候箇所」が別紙絵図面へ描かれて文書とともに出されることとなった。つまり上水絵図は藩邸内部の水留箇所が描かれた絵図ということになる。

このような上水絵図にあたるものは複数ある。ほぼ同じ絵図がもう 1 点、流路のみの絵図がもう 1 点ある。ほかの絵図も藩邸内部の水留箇所が描かれたもので、明治 2 年 6 月付の文書とともに出されている。史料 0105 は同じく上水絵図の文書である。明治 2 年 6 月 2 日付で水戸藩小石川邸中の「洩水」の「留方」について追々達しがあるから、普請へ取掛け、別紙絵図面のとおりに「留切」り、「洩水」がないように取計らわれているなどと絵図面が添えられて申上げられている。

上水絵図へは 2 点の付札が付されている。1 点の付察については「此所へ三寸四方之樋奉願候」というようなことが言われている。このような「三寸四方」の樋については史料 0104 へ「樋口之内付札之分三寸四方之樋」、史料 0106 へ「樋口之内水車口老ケ所三寸四方之樋」とある。つまりここでの「三寸四方」の樋は「水車口」の樋が指されているもののようである。

上水絵図へは「文館」の南側へ「此所埋」、「内馬場」の西

側へ「此所埋」、ほかの上水絵図へも「文館」の南側へ「此口埋立致候」、「文館」と「庭地」の間の上水流路が東向から北向へ屈曲する点のすぐ北側へ「此口埋立致候」とある。後者はちょうど絵図の付札のあたりへあたっているがはっきりしない。

上水絵図のもう1点の付札へは「邸引取口三寸四方之廉ハ、其筋江中立差図得可申旨申談」とある。ほかの上水絵図の文書へは「書面願之趣承届候間、樋伏込当日見分之者差遣候間、其前日届可被申聞候」とある。つまり「書面願之趣」が認められ、「樋伏込」当日に見分者が遣わされるため、その前日に届出るようということが言われている。

以上のように明治2年4月の時点で藩邸内部の水留ということが問題となっていた。水戸藩小石川屋敷が遊水地の役割を果たしていたとすれば、このような問題は機能的に重要なものとなってくる。また上水絵図は藩邸内部の水留箇所が描かれたもので明治2年6月付の文書とともに出されたものでもあった。

02. 舟入

【史料 0201】
会計官御中 東京府
小石川御門外御堀端別紙絵図面之場所江新規水車場取建之儀願出候ニ付取調候処当方差支無之候之間願之通可申渡候依之及御掛合候也
己四月

【史料 0202】
御書面之趣致承知候当方差支之義無之依而絵図面返却此段及御答候也

四月八日

会計官

【史料 0203】
前番之通小石川御門外水戸家屋敷より之上水吐流末御堀端ニて長五拾間幅五間之地所江新規水車取建方願出候ニ付場所見分之上得与取調夫々江別紙之通及懸合候処何運も差支無之段申越候、然ル上者願之通申渡向後取締向別紙証文取之可申渡候哉

【史料 0204】

差上申御請証文之事

牛込中里村町家持隆之助儀、小石川御門外御堀端、徳川少将様御邸内余水吐筋ニ而、此度水車取建之儀奉願候処、御取調之上願之通被仰渡難有仕合奉存候、就而者当已年より来ル戊辰年中ケ五ヶ年季迄々年貢加金五拾両七月十二月両度ニ上納可仕、尤構通造吐筋柵石垣共破損有之候ハ、取締可仕、構内外異変等有之候節ハ、早速申上御差図請取斗可申候、且上水減水出水之節々家業相休可申候、若御上水御差障ニも相成候上者、年限中たりとも御取放可被仰付旨奉畏、且又上納金相滞候ハ、証人引請急度上納可仕年季明之節御訴可申上旨被仰渡奉畏候、為後日仍如件

明治二巳年五月 日

牛込中里村町家持 隆之助印
山川町梅堀家持 亀次郎印
牛込高橋下横町名主 夏目小兵衛印

【史料 0205】
小石川御門外徳川少将邸内余水吐筋同所御堀端ニ而、牛込中里村町家持隆之助、此度水車取建之義相願候ニ付、取調之上願之通申渡候、依之此段及御達置候也

五月三日

東京府上水屋敷改

民部官上水掛御中

【史料 0206】
小石川御門外徳川少将邸内余水吐筋同所御堀端ニ而、牛込中里村町家持隆之助、此度水車取建之儀願出、御取調之上願之通御申付被成候趣、右者先頃同家邸中水筋見分之處、多分之漏水有之、其上巾巻間程之水引取口有之、庭中水車取建、一同廃水ニ相成候而、神田掛差支ニ付、右漏水ケ所留方、同家江御府より御達方之儀、会計官江申立、同官より既ニ先頃及御懸合有之候答ニ而、右場所ニ而者甚以不都合之筋ニ付、水車取建場所絵図面早々御廻し有之度、此段及御懸合候也

五月三日

民部官水利營繕司

東京府上水屋敷改御中

【史料 0207】
東京府上水屋敷改御中 民部官水利營繕司
昨日及御懸合候水戸邸中余水を以水車取建之儀、願人有之御申渡済之旨御申越有之、同所之義者甚以不都合之筋ニ付、絵図面早々御廻

し方有之度及御懸合候处于今御答無之、即御答有之候様、此段及御達候也

五月四日

【史料 0208】
神田上水掛差支ニ付、廃水留方營繕司より御掛合申入置候処、此度願人有之、右廃水ニ而水車取建方御差許被成候趣、營繕司江御達有之候由、既ニ前条御掛合中御差許ニ相成候ニ付而者、次第柄有之儀与存候、依之右願人願書披見いたし度候間、御差廻し有之度、此段申入候也

五月廿九日

民部官

東京府御中

【史料 0209】
御書面之趣致承知候、別紙水車願書絵図共写取則御廻申候、且徳川少将家来江者廃水留方申達置候、此段及御答候也

五月廿九日

上水屋敷改

【史料 0210】
本文新規水車取建之場所持場之向江及懸合候処、民部官上水掛取扱ニ而徳川中将屋敷内吐水留方同家江申達、吐水留切相成候段申聞候、依而者水車家業難相成候義ニ付、先当分見合申度、依之願書類御取調書共返却申候也

六月

上水屋敷改

常務方

後者の庭園絵図へは「大泉水」の西側へ「大井川」と呼ばれるものが描かれている。「龍カウシャ」「此水小石川エ落ル」などとある。外構絵図へは2つの流路が描かれている。1つは西側の入口から流れ込むもので、「御山」を通り、東側出口から流れ出ている。「御山」の西側へ「水車」、東側へ「是より水車迄御山の中を通」などとある。もう1つはやはり西側の入口から流れ込むが、後楽園西側の「もみの木山」の西側、後楽園南側の「御土蔵」の南側を通り、藩邸南側の出口から流れ出ている¹⁰。

明治初年に藩邸南側の水の出口外側へ水車を建てたいという出願があった。明治元年12月に出願、明治2年2月に見分が行われた。出願者は隆之助（牛込中里村町家持）であった。「西洋風水輪車」（隆之助）、「別紙絵図面并雛形之通之仕方ニ而」「普通之水車者落水を車江受転廻為致候處、隆之助工風者流水江車を仕掛押廻し候器械ニ有之」「右場所者平日水勢も可也ニ有之候間」（東京府常務方）などと言われている。水戸藩への掛合ということも行われた。それに対して「全ク之余水ニ候而差障無之段申聞候儀ニ御座候」という回答が行われている。

明治2年4月以降このような藩邸南側の水の出口の外側への水車ということについて会計官と東京府、民部官と東京府の間でやりとりが行われることとなっている。以下、明治2年4月の会計官と東京府のやりとり、明治2年5月3日の民部官と東京府のやりとり、明治2年5月29日の民部官と東京府のやりとりのそれぞれについて見てみたい。

史料 0201 は明治2年4月付で会計官へ東京府から出されたものである。南側出口外側への水車ということについて東京府においては差支えがなかった。そこで「願之通可申渡候」という掛合が会計官へ行われた。

史料 0202 は明治2年4月8日のものである。南側出口外側への水車ということについて会計官においても差支えがなかった。そのため承知とされるとともに絵図面が返却されることとなっている。

史料 0203 は請証文の準備についての文書、史料 0204 は準備された請証文である。年季、貢加金、構通の道造や吐筋柵

石垣の取繕、構内の異変処理、上水の減水・出水時の休業、上水へ差障れば年限中でも取放、上納金滞納のときの証人引受、年季あけのときの訴え、このような細目が定められた5月某日付の請証文が準備されることとなっていた。

史料0205は明治2年5月3日付で民部官へ東京府上水屋敷改から出されたものである。南側出口外側への水車について「願之通申渡候」と達されることとなっている。

史料0206は同じく5月3日付で東京府上水屋敷改へ民部官水利營繕司から出されたものである。藩邸内部の水筋について見分が行われたところ多くの「漏水」があった。そのうえ幅1間ほどの水の引取口があり、庭内へ水車が建てられ「一同」に「廃水」が行われていた。このようなことは神田掛においては差支えがあった。そのため「漏水ケ所」の「留方」について徳川家へ東京府から達するということが会計官へ申立てられていた。そのため掛合が会計官からあったはずだということが言われるとともに、同場所にはなはだ不都合なため絵図面を早々に回してほしいという掛合が行われることともなっている。

史料0207は翌5月4日付で東京府上水屋敷改へ民部官水利營繕司から出されたものである。申渡済みとの申越があった。ところが同場所にはなはだ不都合であった。そのため絵図面を早々に回してほしいという掛合が行われることとなったが回答がなかったため答えてほしいということが達されることとなっている。

史料0208は明治2年5月29日のものである。神田上水掛においては差支えがあった。そのため「廃水」の「留方」についての掛合が東京府へ營繕司を通して民部官から申入れられていた。ところが「廃水」による水車が許可されたとの達しが營繕司へ行われていたようで、掛合中の許可であり「次第柄」もあろうということで、願書を回してほしいとの申入れが行われることとなっている。

史料0209は同じく5月29日のものである。東京府上水屋敷改においては承知とされ、さらに「廃水」の「留方」について徳川少将家来へ「申達置候」との回答が行われた。

史料0210は明治2年6月付で東京府常務方へ上水屋敷改から出されたものである。藩邸内部の「吐水」の「留方」について徳川家へ民部官から申達され、「吐水」が「留切」られることとなったようである。そのため水車については当分見合せとされるとともに願書・調書などが返却されることともなっている。

以上のように

・明治2年4月付で「廃水」による水車について「願之通可申渡候」という掛合が会計官へ東京府から行われた。それに対して承知との回答が会計官から行われた。

・同じく明治2年4月付で「廃水」の「留方」について破損箇所の修復を達してほしいということが会計官へ東京府から言われている。それに対して水の「留切」の中渡を要するとの掛合が東京府へ会計官から行われた。

・明治2年5月3日付で「願之通申渡候」と民部官へ東京府から達されることとなった。不都合、絵図面を回してほしい

との回答が東京府へ民部官からなされる一方で、「漏水ケ所」の「留方」がすでに会計官へ申立てられていたという回答が行われた。

・明治2年5月29日付で願書を回してほしいと東京府へ民部官から掛合が行われた。承知との回答が民部官へ東京府からなされる一方で、徳川少将家来へ「廃水」の「留方」について「申達置候」との回答が行われた。

その後明治2年6月付で藩邸内部の水留箇所が描かれた前出のような絵図が文書とともに出されることとなった。

03. 結

水戸藩小石川屋敷が描かれた複数の絵図史料とともに同屋敷の性格ということについて論じた。主な点は以下のようである。

・2点の庭園絵図についてはそれぞれ水路の描かれ方が異なったものとなっている。この点は同屋敷の遊水池としての機能というようなこととも関わってくる。

・上水絵図はそもそも藩邸内部の水留箇所が描かれたものであった。その背景には藩邸内部における水漏ということがあった。この点もやはり同屋敷の遊水池としての機能というようなことと関わってくる。

・庭園絵図・外構絵図へは藩邸南側への流路が描かれている。この点も同屋敷の遊水池としての機能というようなことと関わってくる。

・明治初年にこのような藩邸南側出口外側への水車建設の出願ということが行われた。

1 吉川需『小石川後楽園』（郷学舎、1981）、藤井英二郎「江戸庭園における水景とその生態系の構築手法」（『土木学雑誌』77.9、1988）、『神田上水石垣遺構発掘調査報告書』（1991）、服部勉『水戸様小石川御屋敷御庭之図』の考察を中心とした小石川後楽園の庭園構成について』（『東京農業大学農学集報』44.1、1999）、拙稿「水戸藩小石川屋敷絵図史料について」（文京区春日町遺跡発掘調査報告書、2007）
2 「水戸様江戸御屋敷御庭之図」（『名勝調査報告』）、『水戸様小石川御屋敷御庭之図』（明治大学博物館蔵）
3 『水戸邸上屋敷之図』（慶応義塾大学図書館蔵）
4 『神田玉川上水留』（国立国会図書館蔵）
5 付図においては「水戸屋敷内」「大下水上渡掛樋水ヤケ相見江候得共、洩水致し候趣之義ニも無之候」「朱印辺場所大下水石垣より洩水有之候」などとされている。

6 荒＝鹿か。

7 上水絵図へは西側入口付近へ「巾壱丈」、東側の出口付近へ「巾六尺三寸」とあり、上水流路の途中へ「円月橋」らしきもの、小さな水面らしきものが描かれている。

8 流路だけ見れば前者のほうが古いように思われるがはっきりしない。

9 『神田玉川上水留』

10 藩邸南側の水の出口は江戸城小石川門のすぐ北側へあたっている。外構絵図へは同出口へ「船入通」ということが書かれている。『後楽紀事』（1736）へは「御舟入」について「この流、大泉水の末ならびに大井川の末なり」「古老の曰、この水むかしは水かさもふかく広くして舟の通ひもなりたる所なり」「むかし將軍家大猷公御狩野還御の節はかならず小石川御門前より小船に召しかへられて、御園のうちへ乗り入らせたまふ所なり」「此流百間長屋東辺を出て小石川御門前へ出るなり」「近年は水もほそくなり、流も狭くなりたるぞ」などである。かつては將軍家の通船ルートであったが当時は「水もほそく」「流も狭く」になってしまっていたようである。